

ソーシャルワーカーによる被害者支援

ー被害者支援連携事業の取り組みからー

○ 武庫川女子大学 大岡 由佳 (006721)

大塚 淳子 (帝京平成大学・009424)

〔キーワード〕 犯罪被害者、被害者支援、ソーシャルワーカー

1. 研究目的

被害者は、被害に遭った後、身体的・精神的・経済的状況が悪化し、社会生活上の様々な問題が出現することが知られている。日本においては心のケア（心理的支援）や法的支援に焦点が当てられ施策が講じられてきた経緯がある。平成16年に犯罪被害者等基本法が施行されているが、ソーシャルワーカーの活用について施策上で触れられたのは、平成28年の第3次基本計画の時である。そこで、社会福祉士および精神保健福祉士等の活用およびこれらとの更なる連携・協力の充実・強化が図られた。ただ、被害者支援におけるソーシャルワーカーの配置を求めるニーズはあるものの、被害者支援のための専門職活用のための国家予算はつかなかった。その結果、犯罪被害者支援におけるソーシャルワーカーの配置は広がらなかった。しかし、現在、地方公共団体の都道府県・市町に、犯罪被害者等総合的窓口が100%設置され、その窓口に、ソーシャルワーカーを配置する公共団体がわずかではあるが増えてはきている。その流れもあり、2021年4月から、社会福祉士・精神保健福祉士の新カリキュラムにおいて、「刑事司法と福祉」が共通科目化され、その中で、犯罪被害者支援の支援やケアについても掲載された。本発表では、筆者らが地域実践をしている被害者支援連携事業の実際から、ソーシャルワーカーによる被害者支援とはどのようなものなのか、またどうあるべきなのか、そして、どのような課題がありどのような展望をもつとよいかについて検討する。

2. 研究の視点および方法

目的：ソーシャルワーカーが、犯罪被害者に対して、どのような支援ができるのか、どのような支援をするところに意義があるのか、また現在の犯罪被害者支援が抱える課題と展望を明らかにする。 対象と方法：発表者らは、被害者支援連携事業を試行的に行ってきた。被害者支援連携事業とは、犯罪被害者支援に精通した弁護士や、医師、民間被害者支援団体から紹介された被害者に対し、専門相談員（社会福祉士・精神保健福祉士など）が、相談支援や、同行支援、ケア会議を行い、被害者の生活再建に寄り添うものである。国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センターの助成により2021年から始めた事業を対象に据える。その事業で取り上げられることの多かった事例を引き合いに、架空事例を紹介し、そこから、現在の課題をあぶり出す。

3. 倫理的配慮

架空事例は、実際に相談があったいくつかのケースを複合させ特定できないように加工

している。念のため、個々のケース自体は、いずれも弁護士とともに作成した支援に入る際の個人情報の取り扱いの同意書（本事業では、収集した個人情報を個人が特定できないよう加工し、研究成果物として公表したりすることがあることの記載）を対面で説明のうえ、署名をもらって支援を開始しているものに限っている。「日本社会福祉学会 研究倫理規程」を遵守し、最大限の倫理的配慮を行っている。

4. 研究結果

犯罪被害者とは、殺人、傷害、性被害、交通事犯がそのカテゴリーとして挙げられることが多いが、実際にソーシャルワーカーに相談が上ってくるケースは、そのような事例に加え、性暴力の事例や、いじめの事例や、DVの事例など、単回性の被害よりも、むしろ複雑性、複数回に及ぶ被害によって生活課題を抱えた方の事案が多かった。それらの事例の多くは、犯罪被害者に対して存在する制度（犯罪被害者給付金や条例による生活支援サービス等）の活用ができないケースが多かった。多くの事例は、事件後に精神科にはつながっていたが、医師による外来対応にとどまっており、医療的ケアだけでは回復しない状況で、生活再建のために紹介をされてきたケースであった。多くが、様々な機関で適切な対応がなされず二次被害にあい、引きこもりの状態や社会的不適応の状態になっていた。それぞれの被害者から加害者への怒りが見え隠れした。そのような事例に対して、同行支援や関係者を集めてケース会議の開催、地域の既存の資源につなげていくケアマネジメント型の支援が有効であった。地域資源の関係者には、その都度、被害者やPTSD等について説明し、被害者のことを理解してもらう心理教育が功をなし、連携が進んだ。

5. 考察

犯罪被害者は、被害後に司法面、生活面、心理面、経済面等、様々な課題を有することがあり、生活再建のために様々な関係者の支援を求めるニーズがある。

たとえば、加害者が逮捕されない場合や起訴されないなど裁判に臨む機会がない被害者は、それらの司法制度の隙間からこぼれ落ち、その後の支援にもつながらない傾向にあった。また、精神科医療機関につながっていても、生活再建の目途は立たない傾向にあった。ここから見いだされる課題の一つは、被害者がいても、さまざまな支援制度や機関にアクセスできない状況や、制度や支援間の調整の仕組みが無い、あるいは不足していることだと推察された。

また、本邦で何らかの被害に遭ったときに相談できる窓口の質的整備状況と社会的認知に関する課題も存在していることも課題と考えられる。試行的に実施してきた被害者支援連携事業において、地域の社会資源に精通し、被害者の生活再建を手助けしてくれるソーシャルワーカーのニーズを確認した。被害者の生活再建に向けて、被害者支援の知識を有する者が施策上雇用をされることが急務と考えられた。同時に各社会資源において被害者支援の視点を共有する土壌の推進も求められ、こうした普及啓発にも精通したソーシャルワーカーの役割が大きいと考えられた。